

[事案 27-98] 契約無効請求

・平成 27 年 7 月 17 日 不受理決定

<事案の概要>

既契約の解約の申し入れと同時に、新規契約の申込みをしたところ、保険会社が新規契約の引受けを承諾しなかったこと、および不承諾の理由を説明しないことを不服として、既契約の取消しと既払込保険料の返金を求めて申立てのあったもの。

<不受理の理由>

裁定審査会では、申立内容の適格性について審査を行った結果、契約引受けの判断や引受判断基準は、いずれも保険会社の経営に関する重要な事項であるといえ、会社の経営方針に関する事項であることから、業務規程第 24 条 1 項 9 号にもとづき、申立てを不受理とした。